

物価高騰による利益率減少2
(売上高営業利益率)

(別添1-2)

物価高騰等要件に係る事業活動の状況に関する申出書
(売上高営業利益率)

事業活動の状況について、原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により、最近3か月間のうち任意の1月における売上高営業利益率について、3%ポイント以上低下していることを申し出ます。

下記の記載事項について、いずれも相違ありません。

また、申請後、労働局の立ち入り検査に協力します。

令和6年9月15日

住所 ●●県▲▲市■■町0-0-0

事業場名 厚生労働株式会社

代表者職氏名 代表取締役 厚労太郎

○○労働局長 殿

A 裏面の2に指定する期間の 令和5年 7月 1日からの 令和5年 7月 31日まで			B Aに対応する前年同期の 令和4年 7月 1日から 令和4年 7月 31日まで			C (b-a)	添付書類
売上高 a1	営業利益 a2	売上高 営業利益率 a (a2/a1) × 100	売上高 b1	営業利益 b2	売上高 営業利益率 b (b2/b1) × 100		
1,100万円	-18.7万円	-1.7	1,429万円	54.3万円	3.8	5.5	損益計算書

○売上高営業利益率の減少理由について、事業者の事業内容と原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因との関わりを明確にして簡潔に記述してください。

当社は酒や日用雑貨等の小売り販売店を経営しているが、小麦粉などの日常消費財の仕入れ値が高騰し、併せて燃料費も高騰したため、売上高営業利益率が前年同月比で5.5%減少した。

(表面)

(裏面)

(留意事項)

- 1 この申出書は、原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により事業活動が縮小した事業者が、以下の①又は②のいずれかに該当する場合に限り、業務改善助成金の申請を行う際に併せて提出してください。
 - ① 事業場内最低賃金が950円以上の事業場であって、交付要綱（別表第3）に定める上限額を適用する場合
 - ② 業務改善計画の内容がパソコン（タブレット端末やスマートフォン及びその周辺機器を含む）、定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車、貨物自動車等であって、交付要領第11ただし書きを適用する必要がある場合

売上高営業利益率が前年同期と比べ、3%ポイント以上低下していることが要件となります。
- 2 A欄には、交付申請書提出日の属する月の前月から遡って3か月うち任意の1月における売上高（a1）、営業利益（a2）、売上高営業利益率として営業利益を売上高で除した率（a）を記載してください。売上高営業利益率は小数点以下第2位まで記載してください。
- 3 B欄にはA欄に記入した月の前年の売上高（b1）、営業利益（b2）、売上高営業利益率として営業利益を売上高で除した率（b）を記入してください。営業利益を売上高で除した率は小数点以下第2位まで記載してください。
- 4 C欄は、B欄の売上高営業利益率（b）からA欄の売上高営業利益率（a）を差し引いた数値を記載してください。
- 5 この様式の提出に当たっては、A欄及びB欄の数値を証する書類（写）を添付し、その書類名を添付書類欄に記載してください。

（例）月次損益計算書、試算表 等
- 6 記述欄には、売上高営業利益率が減少した理由について、事業内容と原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因による影響との関係、その他必要な事項等を記載してください。

（例）当社は飲食店を経営しているが、小麦価格やガス料金の高騰により、売上高営業利益率が前年比で○%減少した。

（例）当社で製造している○○について、原油価格及び電気料金の高騰の影響により、売上高営業利益率が前年比で○%減少した。